

教育委員会公告

令和二年度徳島県立学校実習助手採用候補者選考審査要綱

徳島県教育委員会

一 募集対象及び採用人数 普通、農業及び理容 各一名程度

二 職務内容

- 1 実習助手（普通）については、普通科を置く高等学校等において、主に理科などの実験及び実習を行う教科について、教諭の職務を助けるとともに、実験室、実習室、道具等の整備及び管理などを行う。
- 2 実習助手（農業）については、農業に関する学科を置く高等学校等において、野菜、草花、果樹等の栽培、畜産、林業、食品製造等の実習について、教諭の職務を助けるとともに、実習室、農場、道具等の整備、管理などを行う。
- 3 実習助手（理容）については、理容科を置く特別支援学校において、理容に関する実習を行う科目について、教諭の職務を助けるとともに、実習室・道具等の整備、管理などを行う。

三 出願資格

次の1から3を満たす者

- 1 地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条に規定する欠格条項に該当しない者
- 2 昭和四十六年四月二日以降に生まれた者
- 3 高等学校卒業（卒業見込みを含む。）以上の学歴を有する者
ただし、「理容」については、理容師免許を有する者に限る。
なお、「身体障害者手帳」の交付を受けている者については、選考において、障がいの種類及び程度に応じた配慮を行う。

四 出願期間

令和二年十一月二日（月）から同月十六日（月）まで

出願は、全て郵送（簡易書留郵便）によるものとし、令和二年十一月十六日（月）までの消印のあるものに限る。

五 出願手続

次の1から7のうち該当する書類を簡易書留郵便で郵送すること。

なお、封筒には「出願書類在中」と朱書きすること。

出願先 郵便番号七七〇 八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会 教職員課 県立学校人事担当

- 1 志願書及び履歴書（所定のもので、写真貼付のこと。）
写真は、縦四センチメートル横三・五センチメートル（脱帽、上半身）で六箇月以内に撮影したものであること。
- 2 受審票（所定のもので、写真は審査当日に貼付して持参すること。）
- 3 自己アピール文（所定のもので、志望動機や抱負も含めて記入すること。）
- 4 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書
- 5 最終学校の成績証明書。卒業（修了）見込者は、現在までの成績証明書（成績証明書に単位数記載のない場合は、別に単位修得証明書を提出すること。）

6 審査結果通知用封筒（長形三号 十二センチメートル×二十三・五センチメートル。住所及び氏名を明記し、四百四円切手を貼付のこと。）

7 「身体障害者手帳」の交付を受けている者は、「身体障害者手帳」の写し及び受審の際に配慮を必要とする事項を明記したもの（様式は自由でA四判一枚。氏名を明記すること。）

六 審査期日及び会場

1 筆記審査

令和二年十二月十二日（土）

徳島県立総合教育センター 三階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷一 七）

2 面接審査

令和二年十二月十二日（土）、十三日（日）

徳島県立総合教育センター 三階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷一 七）

七 審査日程

1 筆記審査

令和二年十二月十二日（土）

(一) 受付 午前九時十分から午前九時三十分まで

(二) 諸注意 午前九時三十分から午前九時四十分まで

(三) 筆記審査（教養・専門） 午前九時四十分から午前十一時十分まで

(四) 筆記審査（小論文） 午前十一時三十分から午後零時三十分まで

2 面接審査

令和二年十二月十二日（土）、十三日（日）

面接審査の日時については、受審票に記載することによって連絡する。

八 審査内容

1 筆記審査

(一) 教養（一般教養・教職教養）及び専門に関する問題

なお、専門に関する問題については、以下のとおりとする。

・「普通」は、理科などの基礎知識に関する内容

・「農業」は、農業の基礎知識に関する内容

・「理容」は、特別支援教育及び理容の基礎知識に関する内容

(二) 小論文（課題について六百字以内）

2 面接審査

人物、識見等、実習助手としての適格性を審査する。

九 審査結果の通知

審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し、採用候補者名簿に登載し、令和三年一月二十九日（金）午後二時に県庁西側の掲示板に発表するとともに、同日、受審者全員に審査結果を文書で通知する。また、採用候補者は、徳島県のホームページにも掲載する。

十 審査結果の開示

不合格者は、審査結果について、次のとおり、口頭による開示請求を行うことができる。開示請求は、本人に限る。

- 1 開示の内容
- 2 総合得点及び総合順位
- 3 受付期間及び受付時間
審査結果発表の日の翌日から一箇月間。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除き、毎日午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。
- 4 受付場所
徳島県教育委員会教職員課（県庁九階）
- 4 本人を確認するために提示を求めらる書類
受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類（運転免許証、学生証、旅券等）
- 十一 その他
- 1 身体等の事情により、受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談すること。
- 2 採用候補者は、後日指定する日までに健康診断書等を提出すること。
- 3 自然災害等により、審査日程の変更等がある場合は、徳島県のホームページで知らせるので、留意すること。
- 4 この選考審査についての問合せ先
郵便番号七七〇 八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地
徳島県教育委員会 教職員課 県立学校人事担当
（電話）〇八八 六二一 三二三三